

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
---------	---------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	青少年家庭課長 黒田利恵	電話番号	0852-22-5242
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	子どもと家庭相談体制整備事業		
目的	(1) 対象	悩みや相談を抱える児童や家庭	
	(2) 意図	身近なところで相談できるとともに、適切な支援が受けられる	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所虐待対応機能強化事業等：悩みや相談を抱える児童や家庭からの相談に対して問題を解決するため、児童相談所が専門的な援助を実施する。児童虐待の予防及び早期発見、地域での子育て家庭の見守り・支援を進めるため、県民に対する啓発等を行う。 児童福祉法改正に係る体制整備事業：児童相談所への専門職（弁護士、保健師）配置、児童相談所及び市町村の専門性を強化するため、児童相談所・市町村職員等を対象とした専門研修（義務研修）を実施する。 		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	市町村職員等専門研修の受講者数	目標値	958.0	1,029.0	1,100.0	1,171.0	人
	式・定義	平成19年度研修開始以降の延べ受講者数+受講見込み数（71人：直近3年の平均受講者数）	実績値	887.0	956.0			
			達成率	-	99.8	-	-	%
2	指標名		目標値					
	式・定義		取組目標値					
			実績値					%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	53,183	79,282
うち一般財源 (千円)	44,896	66,894

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

平成28年度の児童相談の状況

- 総相談件数 児童相談所：2,685件、市町村792件
- うち養護（虐待を含む）相談 児童相談所：1,056件、市町村546件
- 新規児童虐待認定件数 児童相談所 平成28年度 211件（前年比約36%の増） 平成27年度 155件
- 市町村 平成28年度 176件（前年比約6%の増） 平成27年度 166件
- 児童相談所への虐待通告件数 平成28年度 421件 H27年度 395件

市町村職員等専門研修会（児童福祉司任用資格認定講習会）を実施し、平成28年度は69名が受講し、うち29名が全科目を受講した。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 市町村の児童家庭相談体制整備を推進するため、各児童相談所の管轄地域ごとに、圏域会議を開催し、現状や課題の把握と今後の取組みについて協議した。
- H28改正児童福祉法で明確になった児童相談所と市町村の役割分担を推進するため、児童虐待通告の初期対応から主担当決定までの共有フロー図を作成し、両者で共有・利用することとした。
- 児童相談所への弁護士配置が法定化されたため、児童相談所及び弁護士会と協議や児相勤務の試行を行い、H29からの配置、体制強化につながった。
- 研修会等により、医療や教育の児童虐待や児童相談所の理解促進、連携強化に取り組んだ。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
- 児童虐待認定件数は依然として減らず、対応に苦慮するケースが増えている
 - 発見時に、既に虐待が深刻化しているケースがある
 - 子どもの安全確認や安全確保が困難な事例がある
 - 家庭や児童の抱える問題が多岐に渡り、単一機関での解決が困難である
 - 児童の一時保護や施設入所等の措置に対し、保護者同意が得られない場合がある
 - 地域での児童家庭支援が十分に行えない状況がある
- ②困っている状況が発生している「原因」
- 家庭で抱える問題が複合化し、虐待が発生しやすい環境がある
 - 当事者や周囲が、虐待であるにも関わらず虐待と認識していない場合がある
 - 安全確認のための訪問をしても、親が関わりを拒否をする場合がある
 - 児童や家庭の状態を改善させるためには、複数の継続した支援を要する
 - 児童を家庭から離すことについて、保護者の強い抵抗感や児童相談所への不信感がある
 - 市町村の児童家庭支援対策が進まない状況がある
- ③原因を解消するための「課題」
- 児相や市町村の体制強化と専門性向上のための人材確保や育成が必要である
 - 虐待について、一般県民や関係者等の理解を促進する必要がある
 - 児童の安全確認のため、場合によっては強制的な措置を講ずる必要がある
 - 要保護児童対策地域協議会を利用し、関係機関が適切な役割分担のもと総合的支援を行う必要がある
 - 一時保護や施設入所措置については、場合によっては法的措置も検討する必要がある
 - 市町村の児童家庭相談に係る総合的支援体制整備を行う必要がある

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 児童相談所の体制強化を図るため、引き続き計画的に児童福祉司や児童心理司を採用する。
- 児童相談所及び市町村職員の専門性確保、対応能力向上のため、法定義務研修である児童相談所・市町村職員等専門研修会や、スキルアップ研修等を実施する
- 一般県民や関係機関の児童虐待への理解を深め虐待通告や相談促進を図るため、虐待防止推進月間を中心に広報啓発活動等を行う。
- 立入調査や臨検捜索、司法面接等を適切に実施するため、児童相談所・警察・司法機関等での児童虐待対応の合同研修を実施する
- 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、要対協に配置されている専門職に対する法定義務研修を実施する
- 児童相談所の法的対応能力の強化のため、引き続き弁護士を配置する
- 市町村の子ども家庭総合支援拠点の体制整備促進を図るため、児童相談所と協力し圏域会議の開催や個別支援を行う
- 平成27年度より導入している児童相談システムについては、児童相談所職員の業務がより効率化されるよう必要な改修等を行う